相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市伏見区深草直違橋南一丁目五一五番地の二六、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　宮前　博司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二日
事務所京都市中京区御幸町通丸太町下る昆沙門町五五三　御幸町ビル三階
相続財産管理人　司法書士　矢田明日香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県雲仙市国見町神代丙一二〇番地、最後の住所京都府向日市寺戸町殿町二三番地の一
被相続人　亡　岡田　信茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二日
京都市中京区烏丸通夷川上る少将井町二五〇番地ビルＨＡＮＡ七階こうの法律事務所
相続財産管理人　弁護士　河野　佑宜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所大阪府堺市堺区南清水町三丁二番五号やわらぎ
被相続人　亡　木村チズ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二日
堺市堺区中瓦町一丁一番二一号堺東八幸ビル五階
相続財産管理人　弁護士　小林　邦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県宇部市大字西岐波一三八五番地、最後の住所兵庫県西宮市里中町二丁目二番四号
被相続人　亡　内海たま江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二日
兵庫県尼崎市開明町二丁目一一番地　神鋼建設ビル　六〇五号
相続財産管理人　弁護士　川西　絵理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県松江市東津田町七七七番地、最後の住所島根県松江市東津田町七七七番地
被相続人　亡　安部　隆雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二日
事務所島根県出雲市渡橋町六一番地　一畑いずも渡橋ビル二階
相続財産管理人　弁護士　中井　洋輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安佐南区長束西三丁目一八七六番地、最後の住所広島市中区住吉町六番六―七〇三号
被相続人　亡　岡本　博勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二日
事務所広島市中区東白島町一三番九号　パークハイム東白島一階
相続財産管理人　司法書士　永田　康光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市倉橋町一〇一一五番地、最後の住所広島県東広島市志和町別府一八四番地二九
被相続人　亡　城戸　克郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二日
事務所広島市中区白島北町三番一四号　兒玉会計ビル五階
相続財産管理人　弁護士　川﨑　浩介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県萩市大字山田五二四〇番地、最後の住所山口県長門市三隅中三二四二番地
被相続人　亡　川村　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二日
山口県萩市大字西田町七〇番地　萩・山口法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山口　正之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市安岡本町三丁目一九四八番地、最後の住所山口県下関市稗田中町二二番六―一〇六号フルハウスＨＩＥＤＡ
被相続人　亡　住岡　香苗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二日
山口県下関市竹崎町四丁目一番二二号エストラストビル四〇一
相続財産管理人　弁護士　中野　善朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本市西区田崎本町四三番地、最後の住所熊本市中央区九品寺一丁目一六番七号コートハウス六〇一
被相続人　亡　守尾　正行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二日
福岡市中央区大名二丁目四番三〇号西鉄赤坂ビル一〇階
相続財産管理人　弁護士　長倉　忍

第57期決算公告

平成28年10月17日　神奈川県茅ヶ崎市萩園2721番地
株式会社ミヤザワ
代表取締役　宮澤　泰隆

貸借対照表の要旨（平成28年7月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,316	流動負債	2,037
固定資産	2,434	引当金	46
		その他	1,991
		固定負債	1,279
		株主資本	1,420
		資本金	30
		利益剰余金	1,390
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	1,378
		（うち当期純利益）	(297)
		評価・換算差額等	14
		その他有価証券評価差額金	14
資産合計	4,750	負債・純資産合計	4,750

第43期決算公告

平成28年11月2日　秋田県秋田市東通八丁目2番1号
株式会社クラフトマン
代表取締役　星野　宗一

貸借対照表の要旨（平成28年3月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	24,523	流動負債	20,179
固定資産	400,474	固定負債	232,874
有形固定資産	356,596	負債合計	253,053
無形固定資産	781	株主資本	171,944
投資その他の資産	43,097	資本金	99,950
繰延資産	0	資本剰余金	4,050
		資本準備金	4,050
		利益剰余金	77,944
		利益準備金	100
		その他利益剰余金	77,844
		（うち当期純利益）	(24,142)
		自己株式	△10,000
		純資産合計	171,944
資産合計	424,997	負債・純資産合計	424,997